平成２５年（フ）第６７８号
仙台市太白区金剛沢１丁目４番９号　ゼファー・ヒルズ201
債務者　佐藤　淳子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
秋田県北秋田市綴子字田中45番地５
債務者　日景由利子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第５０号
秋田県北秋田市綴子字田中45番地５
債務者　日景　崇善
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第２９６号
茨城県水戸市見川３丁目568番地の１　ルボンセジュールＢ―202
債務者　中村　真弓
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４３号
茨城県水戸市けやき台１丁目６番地の１　センターコートけやき台206号
債務者　青木　順子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４５号
茨城県那珂市額田南郷2045番地２
債務者　木村　智子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３７８号
茨城県笠間市来栖1238番地１　市営来栖住宅Ｅ棟２号
債務者　鈴木亜紀子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８４号
茨城県鉾田市借宿1799番地２
債務者　粕尾　里華
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２２９号
茨城県稲敷郡美浦村大字大谷1392番地２
債務者　桑原　　茂
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３３号
茨城県土浦市川口２丁目５番21号　コバハイツ105
債務者　松谷めぐみ
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２４３号
茨城県土浦市神立町2419番地４
債務者　神野とし子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４６４号
埼玉県草加市谷塚町522番地４　第１高橋ハイツ103号
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５１１号
埼玉県所沢市東所沢５丁目20番地の４　田村コーポ202、前住所埼玉県所沢市大字牛沼91番地の２　スペースヴィラＢ―101
債務者　上妻　良行
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５１２号
埼玉県所沢市大字下安松919番地の１アーバンライフ村山301
債務者　米澤　　通
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５１９号
埼玉県所沢市中富南３丁目12番地の23
債務者　沖津　理摩
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２７号
埼玉県坂戸市西坂戸３丁目１番19号
債務者　大澤　　崇
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５３６号
埼玉県入間市大字下藤沢689番地１　ジュネスＡ201
債務者　井上　晴雄
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５３７号
埼玉県川越市清水町８番地10　藤プラネックスヒルズ201号室
債務者　草間　一巖
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部